

(監事の権限を会計監査に限定した場合)

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、組合から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(損失処理案)を監査した。

なお、当組合の監事は、定款第〇条(監事の職務)に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1 監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案(損失処理案)は法令及び定款に適合している。
- (3) 剰余金処分案(損失処理案)が組合の財産の状況等に照らし妥当である。

※ 著しく不当であるときは、その旨を記載する。

①……………

②……………

3 追記情報(記載すべき事項がある場合)

※ 決算関係書類について記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇組合

監事 〇〇〇〇 印

監事 〇〇〇〇 印

(業務監査権限を有する監事の場合)

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、組合から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(損失処理案)及び事業報告書を監査した。

1 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

(1)財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。

(2)剰余金処分案(損失処理案)は法令及び定款に適合している。

(3)事業報告書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示している。

(4)剰余金処分案(損失処理案)が組合の財産の状況等に照らし妥当である。

※ 著しく不当であるときは、その旨を記載する。

①.....

②.....

(5)理事の職務の遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない。

※ 不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が認められたときは、その旨を記載する。

①.....

②.....

3 追記情報(決算関係書類について記載すべき事項がある場合)

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇組合

監事 〇〇〇〇 印

監事 〇〇〇〇 印